

半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備事業 企画提案公募
質問書に対する回答

No.	項目	質問事項	回答
1	公募要領（P1～2） 1（4）対象エリア	①から③のインターチェンジ（スマートインターチェンジ）周辺エリアは、出入口から概ね半径 1 キロメートル圏内、④の沿線エリアは、当該路線から奥行き概ね500メートル圏内とあるが、その範囲内に全整備区域が含まれる必要があるか。	①から③、④ともに各範囲を「概ね」と表現しており、全ての整備区域が半径 1キロメートル、奥行き500メートルに収まる必要はありませんが、具体的な範囲については、周辺の土地利用の状況も鑑み、既存の産業用地との整合等を踏まえて、個別に判断することになります。
2	公募要領（P2） 1（6）産業用地の立地対象施設	企業誘致に際して、協定締結候補者に選定されていない段階で、具体的な事業計画を誘致対象者等に示すことは可能か。	現段階の企業誘致活動については、今回の公募の内容や協定締結候補者の選定前であり必ずしも選定されるとは限らないこと等について、誘致対象者等に明示した上で、事業計画をご説明いただくようお願いします。
3		マルチテナント型物流施設として複数の事業者に賃貸を行う場合、その施設の入居する事業者について、1（6）の立地対象施設の条件等の影響はあるか、どのような取扱いとなるか。	賃貸施設の入居事業者の条件は明確に定めていませんが、立地対象施設の条件と同様に、当該施設を一つの産業用地とみなし 1（6）の条件を満たす必要があるものと取り扱います。ご注意ください。
4	公募要領（P2） 1（7）市の支援	産業用地の整備に伴う上下水道や道路等のインフラについて、市で整備する予定はないか。	本公募では、産業用地整備に伴う上下水道や道路等のインフラ整備について、整備事業者により実施することとしています。
5	公募要領（P3） 1（8）主な条件 ③令和10年度末までの立地決定	「立地の決定」とは何を指すのか。	本事業において「立地」とは、整備された産業用地に立地企業が立地対象施設を建設することを指し、「立地の決定」とは、立地企業が立地の意思決定を行うことを指します。具体的には、整備事業者との用地売買に関する契約締結の意思決定がなされたとき等を想定しています。
6	公募要領（P4、6） 4（3）参加資格 ⑧資力・信用力 5（2）参加表明手続き ①オ）直近3期分の事業報告書等	産業用地の造成事業を主たる事業内容として設立した子会社による事業実施を想定しているが、設立3年に満たない場合に「過去 3 期連続で経常利益に赤字がないこと」について、参加資格の取扱いはどのようなになるのか。	複数の事業会社を有するグループ会社として連結での決算を行っている場合は、グループ全体の事業報告書、貸借対照表、損益計算書を提出する等、個別の事情に応じた対応が考えられますので、ご相談ください。
7	公募要領（P4） 4（3）参加資格 ⑨特定建設業の許可	建設工事を施工する事業者は、参加表明書の提出段階では選定せず、整備計画の設計図等が確定した段階で、共同企業体の構成員ではなく、受注者として選定することを想定しているが、どのように対応したらよいか。	整備事業の実施の確実性を担保するため、このような規定を設けています。同時に、「市長が適当と認めるときはこの限りではない。」と規定しており、参加表明書提出段階ではこの規定を満たす事業者が選定されていない場合は、その理由や参加予定時期、参加手法（共同企業体構成員もしくは受注者）等について、具体的に明示いただいた上で、市として適当か個別に判断いたします。その場合においても、しかるべき段階で⑨の要件を確認することになります。
8	公募要領（P6） 5（2）参加表明手続き ①ウ）整備予定位置図	参加表明の際に提出する「整備予定位置図」については、地権者の同意が取れている範囲で示す必要があるか。	参加表明段階では、地権者同意の状況を報告する必要はありませんので、整備予定位置図についても、地権者から同意をいただいている部分に限定して作成する必要はありません。
9	公募要領（P9） 9（1）提出書類 ⑤事業収支計画書（様式第9号）	資金調達計画に計上する借入金について、金融機関からの融資融資の添付は必要となるか。	金融機関からの融資証明の提出は不要です。
10	作成要領（P2） 3（3）④事業収支計画の妥当性	事業収支計画の妥当性について、どのように評価するのか。	事業の支出に対応する譲渡価格の設定が、整備事業者と立地予定企業等との具体的な協議の中で売買が可能な水準かどうか、類似の整備事業における譲渡単価と比較して妥当であるか等について、提案者自身にご説明いただき、その内容が妥当であるかを評価することとしています。
11	作成要領（P3） 3（5）地域貢献度	「地域」の範囲は、どの程度を想定すればよいか。	個々の地域によって事情が異なることから、地権者や地元住民に対して整備事業に関する説明や意見の聞き取り等を行う中で、対応が必要な範囲について設定いただきますようお願いいたします。
12	地域未来投資促進法 地域経済牽引事業計画	県内他市町村から本市内に工場等が移転する地域経済牽引事業について、移転前後の付加価値額に変動がない場合であっても、本市内における新たな付加価値額の創出とみなされ、計画承認の対象となるのか。	熊本県地域未来投資促進基本計画では、地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項として、付加価値額の増加分が36.6百万円を上回ることが定められており、本県内での新たな付加価値の創出が必要とされていることから、ご質問の事例は承認の対象となりません。